

長与町農業委員会議事録

令和5年7月26日

長与町農業委員会

令和5年7月26日農業委員会総会

1. 日時 令和5年7月26日（水） 9時30分から12時00分
2. 場所 長与町役場4階会議室
3. 農業委員会委員 出席委員（11名）
会長 1番 水谷 勉
委員 2番 崎山 光子 3番 辻田 滋子 4番 原田 正利
5番 渡邊 章三 6番 栗山 将和 8番 池田 八千代
9番 山口 和幸 10番 柿本 透 11番 山口 多美子
12番 山中 庄八郎
4. 農業委員会委員 欠席委員（1名）
7番 柳原 厚志
5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）
1番 池田 洋祐 2番 尾崎 明光 3番 田中 光夫
4番 山口 正則 5番 増田 博光 6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久 8番 尾崎 勝文
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名 2番 崎山 光子 3番 辻田 滋子
第2 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第3 第2号議案 農用地利用集積計画について
第4 第1号報告 農地転用専決処分報告について
7. 農業委員会事務局職員
事務局長 山崎 昇
農政農地係長 森 雅之
農政農地係主事 竹中 敦月

事務局

皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、長与町農業委員会 事務局長をしております山崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、はじめに、長与町農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を行います。

最適化推進委員の皆さんにおかれましては、廊下へ移動し、入り口前で待機してください。

私のほうでお名前をお呼びしますので、お名前を呼ばれましたら、隨時、会長の前へお進みください。委嘱状を受け取られましたら、自席までお戻りください。

(最適化推進委員 委嘱状交付)

以上で委嘱状の交付を終わります。

本日は、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様が一堂に会する初めての会でござりますので、吉田町長にご出席いただいております。

ここで、吉田町長にご挨拶を賜りたいと存じます。

(町長あいさつ)

ありがとうございました。

ここで吉田町長におかれましては、公務のため、退席とさせていただきます。

(町長退出)

それでは引き続き、農業委員会総会に移らせていただきます。総会の開催に先立ち、報告いたします。長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員12人中10人の出席をいただいており、1人遅れて来られます。出席委員が過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。本日の欠席者は、柳原 厚志 委員の1人です。それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和5年7月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委

員を2人指名いたします。2番 崎山 光子 委員、3番 辻田 滋子 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件

第2号議案 農用地利用集積計画が2件

が出されております。

報告事項は農地転用専決処分の報告が4件です。

それでは、日程第2 提出された議案の審議に入ります。第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご準備ください。

整理番号 5

申請地 長与町岡郷（地番） 地目 畑 面積 436m² です。

農用地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

譲受人が、長与町吉無田郷（地番）（会社名）

代表取締役 （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

転用目的ですが、建築用の木材を乾燥させるための用地として整備します。資材置場としての転用です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は、建築用木材の置場として利用します。舗装は行わず砂利敷きのみで整地し、切土・盛土等はありません。雨水排水は自然流下により既存の水路へ排出します。現況の使用とほぼ変更がないため周辺農地への被害はないと考えられます。区域区分は、都市計画区域外となります。立地基準は、第2種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在を説明します。次ページをお開きください。

図面の上側に○○バス停がございます。○○バス停より南西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、ちょうど改選時期であったので、私が事務局と現地を確認しております。この道路は（地区名）・（地区名）の集落センターのすぐそばです。ちょうど分岐点になります。ここは少し高台になっておりますので、雨水排水については、問題ないだろうと見てきました。それから現状はですね、もう既に草が生えて、みかんも植わっておりませんでした。ここは農振農用地の全体的な地域なんですけども、この一筆のみ農用地の除外

がもう既に道路を作ったときから外されていたということだそうです。建物は建てないということで、雑種地にして（譲受人）が建設資材、材木を乾燥させるために置くということで、売買がされるということになっております。

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか

5番 渡邊 章三 委員

5番

はい。この写真と地図を見てですね、私も現地に行ってみました。写真にあるこのイノシシのメッシュ、これはずっとこの道路際に張ってありますよね。これはどうするのかなと。もう1点ね。写真の入り口のところ、ここの間口が2トン車が入らないんじゃないかなと私は思いました。材木を入れるのには2トン車が入らないと困るんじゃないかなというふうに思います。ただ、切土とかそういうものは一切しないという説明でしたので、そこら辺がどうなのかなと、2点質問です。

事務局

メッシュについては確認がとれておりませんので、そのままにされるのか、ゆくゆくは撤去されるのかちょっと確認をしておりません。2点目の入り口の切土盛土、確かにしないということでは言っておりますけども、そのままでは使えませんので、砂利敷きをして整地をする際には、入り口は2トン車ぐらい入る通路は確保するものと思っております。ですので、土砂の搬出がないという意味で切土盛土がないという説明をさせていただきました。全体で400m²なんですが、平場自体は200m²ぐらいしかありませんので、そこら辺は整地をきれいにやった中で使用されるというふうに聞いておりますのでよろしくお願ひします。

5番

はい、分かりました。前はみかんを作っていたということで、メッシュをされていたと思いますが、転用をするならもう要らないのじやないかなと思いますのでちょっとお尋ねをしました。それと、上側の斜面の部分のところはかなり木が生えてますよね。あのあたりの木は切られるのか、そのままなのか。境界あたりになんか目印をされるのかなあと。建物は建てない砂利敷きの乾燥場ということですので、どうされるのかなと。

議長

この隣接境界は、ここに用悪水路が入ってますので完全に分離できるということで、あとは資材を置くので、（譲受人）がフェンスを取り付けるものというふうに考えております。もう一度それについては確認をしておきたいと思います。それからは入り口については境界の中で大体処理をされるというふうな形になってますので、ただし法面があると、法面をこなす部分が出てくる。そうすると、構造道路の設置面が出てきますので。この件についても、当然指導を加えていかなければいけないんじゃないかなというふうな感じはしております。あ

とでまた事務局が最終的に（譲受人）がどうされるかということについては確認をとっていただきたいというふうに思います。

他にご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、県へ進達することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。

第2号議案の3ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 諫早市 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

斎藤郷 (地番) 地目 田 面積 1, 750 m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間です。

平成22年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

年間の借賃は 米〇〇kgです。なお、10aあたりは 米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。図面左上にあります（施設名）の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

5番 渡邊 章三 委員

5番

はい、説明いたします。7月18日、午前9時30分から水谷会長、事務局長、それから他の2人、それと私ということで現地確認をしました。今言われたように平成22年からの継続になっておりますので、別段問題ないかなと思います。当日は（借人）さんもちょうど来ておられて話をしたところです。管理もよくされておりますし、別に問題ないと思います。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷（地番）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷（地番）

利用権を設定する土地は、

所在 斎藤郷（地番） 地目 田 面積 1, 698m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間です。
平成22年から借り入れており、今回3回目の更新となります。
年間の借賃は 米〇〇kgです。なお、10aあたりは 米〇〇kgとなります。
土地の所在を説明します。図面左上にあります（施設名）の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

5番 渡邊 章三 委員

5番 同じ日の同じ時刻で現地調査をいたしました。先ほどのすぐ隣です。3回目ということでこれも継続。良く整備をしてありますし、管理もされていますので問題ないと思います。ただ1点、前回の（氏名）さんところは〇〇kgですが、その隣の〇〇さんところは〇〇kgというふうになっていますので、これが私がちょっとよく分かりませんでした。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

場内の時計で11時まで休憩します。

(休憩)

議事を再開します。これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。4件すべて農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出です。

1件目です。報告事項の1ページをご覧ください。資料につきましてはNo.3をご準備ください。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(法人名) 時津町(地番)

譲渡人は、(氏名) 長与町嬉里郷(地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

嬉里郷(地番) 面積508m²です。

3. 転用計画は、分譲宅地です。資料の1枚目をご覧ください。

右側に字図がございますが、黄色の(地番)が申請地の農地になります。

造成は、緑色の(地番)の宅地と合わせて造成を予定しております。

資料の2枚目をご覧ください。道路と5区画の宅地を計画しております。

4. 申請日 令和5年4月13日

5. 専決処分の日 令和5年7月6日

本来、市街化区域内の農地転用届は、申請日から10日以内には専決処分を行っておりますが、今回の案件は、開発協議を伴うものとなっておりましたので、開発協議終了日を専決処分の日としております。

土地の所在地を説明します。2ページをご覧ください。

地図の右上に橋がございます。橋の南西側に位置した赤色で表示してある場所が、申請地です。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和5年7月26日 長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番

地図の赤い丸の中に(譲渡人)っていう宅地がありますよね。ここは、この図面上の黄色と青の中に入ってるんでしょうか、入っていないんでしょうか。

事務局 黄色の部分が農地で、その奥が既存の宅地となっており、宅地と農地を併せて開発を行うことになっています。

議長 続いて2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、2件目から4件目は、高田南土地区画整理事業の住宅用地としての転用届となっておりますので、まとめて報告いたします。

報告事項の3ページをお開きください。

資料につきましてはNo.4をご準備ください。

1枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、2枚目（以降）に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

2件目 売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、（会社名） 福岡市（地番）です。

譲渡人は、（会社名） 大阪市（地番）です。

2. 土地の所在等

届出の筆は3筆で、登記地目は田です。

高田郷（地番）、面積373m² 仮換地 （街区番号） 面積176m²

高田郷（地番）、面積505m² 仮換地 （街区番号） 面積237m²

高田郷（地番）、面積109m² 仮換地 （街区番号） 面積51m² です。

4. 申請日 令和5年6月28日

5. 専決処分の日 令和5年6月28日

続いて3件目です。報告事項の4ページをご覧ください。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、（氏名）

長崎市青山町（地番）です。

譲渡人は、（会社名） 大阪市（地番）です。

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷（地番） 面積600m²

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り

（街区番号） 面積194m² となります。

4. 申請日 令和5年7月11日
5. 専決処分の日 令和5年7月11日

続いて4件目です。報告事項の5ページをご覧ください。

1. 当事者の氏名・住所
譲受人は（氏名）
長崎市（地番）です。

譲渡人は、（会社名） 大阪市（地番）です。

2. 土地の所在等
届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷（地番） 面積602m²

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、
(街区番号) 面積194m²となります。

4. 申請日 令和5年7月11日
5. 専決処分の日 令和5年7月11日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和5年7月26日
長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。次に、行事報告を、事務局お願いします。

(この後令和5年7月の行事報告が行われた)

8月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局

8月25日（金）9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

以上を持ちまして、長与町農業委員会 7月総会を閉会します。